

(平成25年10月30日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認沖縄地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 2件

第1 委員会の結論

申立人の平成12年4月から13年2月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年4月から13年2月まで

申立期間当時は、市役所の職員に勧められて私と兄妹の3人分の国民年金保険料の免除手続をいつも私が行っていたにもかかわらず、申立期間について、私だけ免除記録が無く、未納とされていることに納得がいかないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の国民年金保険料について、申立人は「毎回、市役所の職員が私と兄妹が働いている理髪店を訪ねてきて、職員が持参した免除申請書に私が兄妹の分も併せて署名し、印鑑を押して申請していた。」と述べているところ、申立人の兄妹共に、「申立期間当時から3人で一緒に仕事をしていた。当時の免除申請については、市役所の職員が店を訪問した際に（申立人が）3人分一緒に手続をしていた。」旨証言している上、申立人が申立期間当時から住んでいるA市によると、「申立期間当時、訪問による国民年金保険料の免除勧奨を行っており、その際にはあらかじめ世帯構成員を確認し、世帯員についても積極的に免除勧奨をしていた。免除申請書に世帯員複数名の氏名、納付できない理由を記入してもらい、その場で申請書を預かっていた。」と述べており、申立人の供述と一致している。

また、上述のとおり、申立人の兄妹共に、申立人が3人分一緒に国民年金保険料の免除申請の手続をしていたとしていること、平成7年3月から23年1月までは申立期間を除き3人とも保険料免除期間となっており、オンライン記

録によると、同期間に係る免除申請日は、申立人の兄に係る平成 10 年度の免除申請日が 5 日間異なるほかは 3 人とも同一日であり、3 人分一緒に免除申請手続を行っていたことがうかがえることなどから、申立期間について、申立人の兄妹とも免除期間となっているにもかかわらず、申立人のみが未納となっているのは不自然である。

なお、申立人及び兄妹に係る戸籍の附票並びに住民票の除票においても、申立期間当時、3 人の住所は同一の住所地に定められていることが確認できる。

さらに、申立期間が保険料の免除期間とされている申立人の妹は、申立人の当時の経済的状況について、「経済状況に変わり無く、私と大体一緒に、給与が上がることは無い。」と証言していることなどからすると、申立人は申立期間において国民年金保険料の免除基準を満たしていたものと推認される。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

沖縄厚生年金 事案 499

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和49年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年12月31日から49年1月1日まで

私の厚生年金保険記録を確認したところ、昭和48年12月31日にA社で資格喪失し、49年1月1日に親会社であるB社で資格取得したと記録されているが、資格喪失日以降もA社で継続して勤務し、厚生年金保険料も控除されていたのに、加入記録が1か月間の空白となっていることに納得がいかないため、申立期間について厚生年金保険の加入記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における雇用保険の加入記録は、昭和48年9月25日から51年1月31日まで確認できる上、複数の同僚は、「申立人は、申立期間当時にA社で勤務していた。」と証言していることから、申立人は申立期間当時も同社において継続して勤務していたと認められる。

また、健康保険厚生年金保険適用事業所名簿及びオンライン記録によると、A社は昭和48年12月31日に適用事業所でなくなっているものの、複数の同僚（当時の経理担当者を含む。）は、「厚生年金保険被保険者資格を喪失することについて会社からの説明は受けていない。A社の事業は継続しており、同社で働いていたので昭和48年12月分の給与から申立期間

の保険料は控除されていたと思う。」旨述べている上、申立期間当時に同社に勤務していた同僚から提出された申立期間の前後（昭和48年11月分及び49年1月分）に係る同社の給料明細書から、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてA社に勤務し、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたと認められる。

一方、上述のとおり、A社は昭和48年12月31日に適用事業所でなくなっているが、同社に係る法人登記簿により、45年1月9日の会社設立から平成18年9月30日まで登記されていることが確認できる上、申立期間当時に同社の役員であった者及び複数の同僚は、申立期間当時、従業員が20人くらいいたと述べていることから、当該事業所は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たしていたものと判断される。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和48年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

沖縄厚生年金 事案 500

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和49年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年12月31日から49年1月1日まで

私の厚生年金保険記録を確認したところ、昭和48年12月31日にA社で資格喪失し、49年1月1日に親会社であるB社で資格取得したと記録されているが、資格喪失日以降もA社で継続して勤務し、厚生年金保険料も控除されていたのに、加入記録が1か月間の空白となっていることに納得がいかないので、申立期間について厚生年金保険の加入記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における雇用保険の加入記録は、昭和48年4月1日から58年5月20日まで確認できる上、複数の同僚は、「申立人は、申立期間当時にA社で勤務していた。」と証言していることから、申立人は申立期間当時も同社において継続して勤務していたと認められる。

また、健康保険厚生年金保険適用事業所名簿及びオンライン記録によると、A社は昭和48年12月31日に適用事業所でなくなっているものの、複数の同僚（当時の経理担当者を含む。）は、「厚生年金保険被保険者資格を喪失することについて会社からの説明は受けていない。A社の事業は継続しており、同社で働いていたので昭和48年12月分の給与から申立期間

の保険料は控除されていたと思う。」旨述べている上、申立期間当時に同社に勤務していた同僚から提出された申立期間の前後（昭和48年11月分及び49年1月分）に係る同社の給料明細書から、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてA社に勤務し、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたと認められる。

一方、上述のとおり、A社は昭和48年12月31日に適用事業所でなくなっているが、同社に係る法人登記簿により、45年1月9日の会社設立から平成18年9月30日まで登記されていることが確認できる上、申立期間当時に同社の役員であった者及び複数の同僚は、申立期間当時、従業員が20人くらいいたと述べていることから、当該事業所は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たしていたものと判断される。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和48年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。